

令和5年3月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 24 件であります。

審査の結果は、異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました事項について、ご報告いたします。

まず、**議案第 3 号「平戸市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について」**

に関し、子どもの医療費助成については、これまで乳幼児から中学生までを対象としていたが、令和 5 年度から長崎県において、医療費の補助制度が高校生世代（15 歳から 18 歳）に拡充されたことに伴い条例の改正を行うとの説明がありました。また、拡充する高校生世代の医療費支給の方法については、償還払いとしているが、今後中学生までの子どもと同様に申請手続きを不要とする現物給付へ移行する予定であるとの説明がありました。長崎県による医療費の公費負担については、乳幼児と高校生世代のみではなく、小・中学生を含む乳幼児から高校生世代までの医療費の補助制度とするよう今後も引き続き県へ要望してほしいとの意見がありました。

次に、**議案第 6 号「平戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」**に関し、保育事業所等における安全計画の策定等や自動車を運行する場合の所在の確認とあるが、全国で相次いだ不適切な保育や車内の置き去りといった事故を受けての措置と考えてよいのかとの質問に対し、送迎バス車内の置き去り事件や保育士による虐待などの事件を受けて、緊急に国の法令が整備され、それに関係した条例の改正である。本市では、以前から各施設においてマニュアル等を整備していたが、本条例の改正により安全計画の策定が義務化された。併せて送迎バスの防犯ブザー設置の義務化等の規定が追加されたとの答弁がありました。

次に、**議案第 23 号「令和 5 年度平戸市一般会計予算」**中、総務課所管の「館浦出張所管理運営経費」に関し、財団法人生月船員福祉会館への館浦出張所賃借料及び館浦出張所の窓口における事務取扱件数は何件となっているのか。また、生月船員福祉会館への補助金に係る予算を勘案したときに、賃借料の値下げといった交渉を行って

もよいのではないかとこの質問に対し、賃借料については、年間 99 万円となっている。事務取扱件数については、住民票の発行から福祉や介護、住宅、水道とさまざまであるが、令和 3 年度実績として年間 6,699 件の取扱いを行っているとの説明がありました。補助金と賃借料については、支出の目的・性質が異なるものであるが、賃借料の減額については、交渉を行いたいとの答弁がありました。

また、デジタル社会が進む中、支所・出張所のあり方については、窓口業務における D X の推進と併せその方向性を検討すべきではないかとこの質問に対し、D X の推進については、市民サービスの利便性を高めるため必要な施策と考えており、将来市民のデジタル化の利活用が進み、窓口業務を補完するサービスの提供が可能になれば支所等のあり方を検討する必要があるとの答弁がありました。

次に、福祉課所管の「重層的支援体制整備支援事業」に関し、住民が抱える課題が重層化（複雑化・複合化）し、分野を越えた支援体制が求められており、本市においても、重層的な支援体制を構築するための取り組みであるとの説明に対し、複合的な相談体制の窓口を構築することが目的と考えるが、現在の相談件数は把握しているのか。地域の課題やニーズを把握しながら推進してほしいとの意見に対し、福祉部全体への相談件数は、年間のべ 1,400 件程を対応している。その中で、重複・複雑化した相談実人員が 100 件程ある。そういった方を重層的支援で対応したい。高齢の親がひきこもりの 40 代・50 代の子供の世話をしている 8050 問題やごみ屋敷の相談など制度の狭間にいる方々を救うことが、本事業の目的であり、その支援体制の構築に向け、取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、長寿介護課所管の「高齢者いきいきおでかけ支援事業」に関し、令和 5 年度から一人当たりの基本券の額をこれまでの 5,000 円から 9,000 円に増額している。コロナ禍の影響により減少した高齢者の外出機会と社会参加を促進するため、内容の拡充を図ったとの説明に対し、この事業はひらどふれあい福祉基金を充当して活用されていると思うが、人口減少を見据えた今後の地域福祉を考えたときに、将来必要とする事業にこの基金の財源を活用する考えも必要ではないか。令和 5 年度には第 2 期地

域福祉計画の見直しの予定もあるので、それらを含め、将来の活用方法を改めて検討する必要があるのではないかとの質問に対し、この事業は高齢者の外出機会の拡大を目的としており、利用状況からも、現段階では有効な事業と考えている。一方で高齢者の移動支援という課題もある。担当課として現時点においては、外出機会の拡大と移動支援という目的は明確に区分をして考えているが、移動支援についても重要な課題であるため、将来的に事業の見直しは考えられる。事業継続ありきで基金すべてをこの事業に充当するものとは考えていないとの答弁がありました。

次に、こども未来課所管の「子育て世帯家庭保育支援事業」に関し、保育料の完全無償化に伴い、家庭での保育を行っている世帯等に対して、子育てに係る経済的支援を行うものであり、支給対象は、満1歳以上の未就学児について、家庭で保育を行っている世帯等とし、給付額は子ども一人当たり月額5,000円、支給方法は四半期ごとの口座振込とし、75名を見込んでいるとの説明に対し、本事業は申請者に対して支給する方法であるのかとの質問に対し、給付金の支給方法については申請を必要としているが、対象者については、担当課で概ね把握できるものと考えているため、広報等での周知と併せて対象者と思われる方に直接申請手続きの周知を図ることとしているとの答弁がありました。

次に、市民課所管の「廃食用油再利用実証事業」に関し、ごみとして処理されている家庭や飲食店等から排出される植物性由来の廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として循環させるため、市内の各種団体やまちづくり協議会などを対象に5団体を公募し、廃食用油回収の効果的・継続的な体制づくりや調査等を行う事業との説明に対し、回収された廃食用油については何%が精製されるのかとの質問に対し、バイオディーゼルとしては回収量の80%、残油は石鹼等の原料に使用するため処分する廃油はないとの答弁がありました。また回収された廃食用油はどのように活用するのかとの質問に対し、今回の事業目的は地域で回収したものを地域で循環させるという実証実験であるため、精製後は、地域に還元するほか、高純度バイオディーゼル燃料の実証実験に取り組む企業等に提供し、市民の皆さんに積極的にご協力いただけるよ

う取り組みたいとの答弁がありました。

次に、消防本部所管の「非常備消防費の原材料費」に関し、各委員から、原材料を支給するにあたっての問題点については、ため池堤体への補修や事故等発生時の責任の所在、地元との同意など、長時間にわたりさまざまな意見がなされ、諸課題については、真摯な対応を行うとの答弁がありました。

また「職員研修事業」に関しては、ハラスメント研修を行ったとのことであるが、ハラスメントに関する指針等を作成し、職員に周知徹底を図っているのかとの質問に対し、研修終了後に、ハラスメントの防止宣言や全職員に対するアンケートの実施、ハラスメントに関する指針についても全職員に対し周知徹底を行ったとの答弁がありました。また、現在 33 名の救急救命士有資格者のうち 28 名が現場活動に従事しているとされているが、今後定年退職者等も見込まれる中、救急救命士の補充はどのように考えているのかとの質問に対し、隔年 1 名を研修所へ派遣し、資格を取得する計画をしている。また併せて職員採用時に救急救命士枠を設ける予定であり、計画的に資格取得者の充実を図りたいとの答弁がありました。

次に、議案第 34 号「令和 5 年度平戸市交通船事業会計予算」に関し、予定キャッシュ・フロー計算書では、資金期末残高が 118,449 千円となっている。企業債償還金や修繕料を含め、当年度純利益が 25,043 千円の赤字となっており、今後毎年同程度の資金が目減りしていき、近い将来資金ショートする可能性があるのではないかと危惧している。担当課としてどのように考えているのかとの質問に対し、長期的視野に立った経営の健全化を図るため、今回、繰出基準の見直しを行ったところである。令和 5 年度の赤字については、修繕料や燃油高騰などが影響しているものと考えており、今後、料金改定など島民への負担とならないよう経費節減等を行い、経営の健全化を図っていききたいとの答弁がありました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 17 件であります。

審査の結果は、異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました事項について、ご報告いたします。

まず、議案第 15 号「平戸市奨学資金貸付基金条例の一部改正について」に関し、今回の改正は、本市の奨学資金貸付制度の利用者が年々減少してきていることから、主に奨学資金貸付額の増額、就学一時金の貸付対象者の拡大、定住者に対する返還免除制度を設けるなど、制度の充実を図るための改正であるとの説明があり、これまでより、借りやすい制度となり、就学等を希望する奨学生の経済的負担の軽減に寄与するとともに、今後の奨学生及び将来的なUターン者の増加も期待できる内容であるが、その中で、返還免除にかかる資格要件において、在学中の成績に対する判断基準が明確でないため、他の貸付制度などを参考に検討すべきではないかとの質問に対し、他の貸付制度や他市の取扱いを参考に、制度運用までに検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第 16 号「平戸市適応指導教室条例の一部改正について」に関し、今回の改正は、不登校児童生徒や保護者の抵抗感を減らし、学校復帰を含め、今後は社会的自立に向け必要な支援を行うための改正とのことであるが、その中において、不登校児童生徒の状況や支援体制はどのようになっているのかとの質問に対し、2 学期末現在の不登校児童生徒数は 34 名と微増傾向にあり、支援体制については、児童生徒一人ひとりの状況や要因に応じて、教職員が対応することはもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して支援にあたっているとの答弁がありました。

次に、議案第 17 号「平戸市あづち大島いさりびの里条例の一部改正について」に関し、指定管理者としては今のところ 1 割程度料金を上げる見込みとのことであるが、

今後の物価高騰も想定される中、赤字が見込まれる場合、補正予算での補填を考えているのかとの質問に対し、現時点では1割程度料金を上げれば、運営できるのではないかと考えているが、物価上昇の高止まりが見えない中であって、今後の料金改定のこととも考慮し、幅を持たせて料金の上限を設定する改正をしたところであり、現段階では補填を前提にはしていないとの答弁がありました。

次に、議案第18号「令和4年度平戸市一般会計補正予算(第9号)」中、都市計画課所管の繰越事業である「無電柱化推進事業」に関し、全体的な計画路線及び完成予定年度はどのような計画になっているのかとの質問に対し、現在事業中の土肥町線、臨港線のほか市道の3路線を計画しており、平戸大橋までの国道については、県に対して要望をしている。全体の事業完了年度については、令和19年度で計画しているとの答弁がありました。これに関連して、景観を考えたときに、都市計画区域全体で無電柱化を進めていく必要はないのかとの質問に対し、平戸城下周辺の観光地の景観と災害時における緊急車両の通行路確保の観点から現在の計画としており、区域全体の無電柱化は考えていないとの答弁がありました。

次に、議案第23号「令和5年度平戸市一般会計予算」中、建設課所管の「地籍調査事業」に関し、令和4年度の事業進捗状況はどのようになっているのか、また、全体の事業完了見込みはどうなっているのかとの質問に対し、令和4年度末時点で17.8パーセントが完了見込であり、全体の完了見込は、年間の事業費を2億1,000万円で面積を4.1平方キロメートルで進捗した場合、令和37年度を完了予定としている。そのためには、事業費の確保が重要であり、できる限り事業費の確保に努めたいとの答弁がありました。

次に、農業振興課所管の「有害鳥獣被害防止対策事業」に関し、猟友会の会員も高齢化しており、イノシシを捕獲してもその処分に苦慮しているという話を聞いている。ジビエ業者も一部回収しているとのことだが、回収が追い付かない状況であることから、埋める場所の確保や処理施設を検討できないのかとの質問に対し、施設に関しては

範囲も広いため難しい。捕獲後の埋設にかかる負担軽減については、今後猟友会とも協議していききたいとの答弁がありました。

また、「中山間地域等直接支払交付金事業」に関し、94の集落と協定を結んでいるが、高齢化により帳簿などの作成が難しく、今後継続が困難になるところも出てくると思われるが、書類を簡素化するなどの対応はできないのかとの質問に対し、いくつかの集落が、事務処理をする人を共同で雇用している事例もあるため、こういった事例を参考に検討していただきたいとの答弁がありました。

次に、農林整備課所管の「森林環境譲与税基金積立金」に関し、令和4年度末の基金残高は約3,380万円で、令和5年度末では4,400万円程度を見込んでいるとのことであるが、毎年1,000万円程度積み立てていく予定なのかとの質問に対し、後期基本計画において、木質バイオマスの活用事業など森林整備につながる事業を計画しており、今後は事業に応じて基金を有効活用していく予定であるとの答弁がありました。

次に、水産課所管の「生月船員福祉会館整備事業」に関し、この度の施設改修に伴い1,500万円を補助する一方で、館浦出張所の賃借料も支払っていることについて、この施設の位置づけはどうなっているのかとの質問に対し、この施設は生月中央公民館と同様に公共性が高い施設として建設され、長崎県、旧生月町、日本船舶振興会、館浦漁協、日本海運振興会の5者で建設費用を負担してきた経緯があることから、これまでも改修の一部補助を行ってきており、施設の運営は、ほぼ家賃収入のみで賄われているとの答弁がありました。これに対し、今後、公共性が高いこの施設が老朽化し、建替えが必要になってきた時のために、この施設の位置づけをどうするか早い段階から整理しておく必要があるのではないのかとの質問に対し、今後、生月船員福祉会館とも協議し、検討していききたいとの答弁がありました。

次に、観光課所管の「アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業」に関し、アルベルゴ・ディフーズとは、地域に分散された建物や空き家の活用のほか、既存の店舗等を含めた地域一帯をホテルと見立てた考え方のことであり、令和5年度においては、そ

の推進に向けた事業者を公募する予定とのことだが、空き家を宿泊施設として活用することで、既存のホテルや民宿等への経営圧迫とならないのかとの質問に対し、本事業は地域一帯の回遊をコンセプトとしており、公募の際には、一定の事業者のみではなく、地域一帯の魅力を高めるためのプログラムや枠組みを含めて提案してもらう予定であるとの答弁がありました。また、本事業にかかる事業者の公募の際には、あらかじめ市において対象エリアを指定するのかとの質問に対し、市として想定しているエリアはあるものの、エリアのゾーニングについては、地元や空き家の所有者等との交渉も必要であるため、それらを踏まえた上で公募事業者からエリアの提案を受け、審査した上で進めていきたいとの答弁がありました。

また、「ナイトミュージアム事業」に関し、平戸城下町エリアや教会群等を中心に、市内に点在する歴史史跡をライトアップし、夜型観光の推進や観光消費額の増加につながる事業であるとの説明に対し、事業実施に当たっては、観光誘客と併せた観光消費額増加等の経済効果を生み出すため、飲食業や商工団体との連携が必要ではないのかとの質問に対し、令和5年度においては、平戸商工会議所とも連携を図りながら事業を進めていくこととしているとの答弁がありました。併せて、本事業に計上している予算の多くは開催に要する委託料であるため、イベント終了後には資機材についても撤去されてしまうと思うが、一部施設のライトだけでも残すといった対応が出来ないのかとの質問に対し、現状ライトについては委託事業者による仮設での対応を考えているが、今後は、現在取り組みが進められている「灯りによるまちづくり」の知見も踏まえ、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、商工物産課所管の「持続可能型平戸産品流通商社構築事業」に関し、東京有楽町に店舗を構える飲食型平戸市アンテナショップの運営や管理体制を訊ねる質問に対し、飲食店の運営については、平戸観光協会が代表構成員となる平戸DMCが行うが、実際の店舗での調理や管理等は、東京に事務所を構える連携会社が行う予定であるとの答弁がありました。また、飲食型アンテナショップの宣伝・広告等の情報発

信については、平戸市主体でも関与していくのかとの質問に対し、市としても情報発信を行うとともに、運営会社の構成員それぞれが出来る方法で、情報発信を行ってもらうとの答弁がありました。

また、「平戸産品デジタル取引事業」に関し、本事業は平戸産鮮魚の取引に関する情報発信や受発注をデジタル化することで、取引先の時間に合わせた受注を可能とするとともに業務の効率化を図り、取引量の拡大へつなげる事業とのことだが、導入しようとする受発注システムの概要はどのようなものなのかとの質問に対し、これまでの鮮魚取引は、購買者からのFAXや電話等による発注を受け、その都度対応していたため、発送できる魚種の相談や梱包・発送まで平均して、1件あたり30分程度を要しており効率が良いとは言えなかった。本システムを導入することにより、発送できる鮮魚情報を売り手側から発信することができ、購買者からの発注についてデジタル化させることにより流通を加速させることが可能となる。システムとしては、スマートフォン等から利用できるアプリケーションの開発を仕様に盛り込む予定である。まずは、産品が十分に集まる「平戸瀬戸市場」、「ひらど新鮮市場」の2つの直売所から取組みを進め、将来的には漁協や漁業者等への利用拡大を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、文化交流課所管の「伝統的建造物群保存地区保存整備事業」に関し、これまでも重要伝統的建造物群保存地区である大島村神浦の町並みを保存・維持するため、保存計画に基づき家屋等の修理事業を実施してきたが、平成20年度からこれまでに多額の資金を投入している。保存のための事業であるため、単純に費用対効果のみで判断してはならないが、観光誘客につなげるため、大島村の観光資源として活用していくことも重要ではないか。これまでの関係課・関係団体との連携のあり方や、今後の連携についてどのように考えているのかとの質問に対し、町並み保存会や、大島村で避粉地ツアーを主催する民間団体等とも連携して、体験ツアーや伝建地区でのコンサート等を開催してきたところであり、今後も地元のまちづくり運営協議会や関係

する団体と連携し、町並みの整備だけに留まらず、この町並みを生かした事業に積極的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、都市計画課所管の「夜間景観基本計画策定事業」に関し、街なみ環境整備事業で整備された街なみ景観を活用するため、まちづくり運営協議会を中心として、旧町部の修景家屋 168 棟の所有者に呼びかけ、まち灯りの演出を図るための計画策定業務を委託することであるが、修景家屋以外も含め、まち全体で取り組んでいく必要があるのではないかとこの質問に対し、今後街なみを活かしていくためにも統一感を持ったガイドラインを作成することとしているが、照明機材はまちづくり運営協議会が整備するが、電気代は所有者負担となるため、所有者の理解が必要であり、まずは修景家屋を中心に事業を展開していきたいとの答弁がありました。

次に、生涯学習課所管の「市民大学開校事業」に関し、開催時間帯が 18 時 30 分から 20 時 30 分までとなっているが、大島や度島の人たちが参加するのは困難である。コロナ禍の経験を活かし、D X 化の観点からも市民が会場にわざわざ足を運ばなくても参加しやすい方法も考えてほしいとの意見に対し、市民がいつでも参加できる仕組みづくりを検討していきたいとの答弁がありました。

なお、生涯学習課所管分の委員会資料が不十分であったため、審査日程を変更せざるを得ませんでした。資料の作成にあたっては、委員会の審査に支障がないよう十分精査して提出するよう指摘したところであります。

次に、議案第 29 号「令和 5 年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計予算」に関し、集客のための各種イベントを SNS 等で宣伝していくとのことであるが、現在のホームページの情報は古く、SNS の活用もしていないとのことであり、運営も厳しい中、こうした情報発信は早急に取り組んでおくべきではなかったかとの質問に対し、ホームページも正常に表示されず、古い情報などがあり深く反省している。指定管理者はもちろんのこと、観光課、平戸観光協会、D X 担当部署とも連携し、早急に対応していくとの答弁がありました。

次に、議案第 32 号「令和 5 年度平戸市水道事業会計予算」に関し、水道未普及地域として、居住者 10 人未満の集落が 4 か所あるとのことであるが、すべての未普及地域を解消していく計画はあるのかとの質問に対し、4 か所の集落が、現在の国の補助採択要件を満たしておらず、単独での事業となると事業費が高額で経営を圧迫しかねないことから事業実施は難しく、現時点での計画はないとの答弁がありました。また、人口減少に伴う料金収入の減少が予想される中、多くの水道施設を維持していくとなると市民の負担増となることが想定されるため、市民に対し、今後の将来的な見込みをしっかりと示していくべきではないかとの質問に対し、水道施設の維持管理費は、地形的に高低差や給水区域の広さから施設も多く大幅な削減は難しい。一方、本市の水道料金は、県内でも高いことから、今後の料金収入や施設改修事業の見込みを精査して、料金改定を含めた将来的な見込みを市民の皆さんにお示ししていきたいとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。